

第 5600 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 11月 28日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 電気通信利用役務の提供に係る判断基準

Q：電気通信利用役務の提供に係る消費税の内外判定基準が改正されたとか。どのようになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

電気通信利用役務の提供とは、電子書籍・音楽・広告の配信などの電気通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供をいいます。

平成28年度の税制改正では、電気通信利用役務の提供に係る消費税の内外判定基準が見直され、平成29年1月1日以後に受ける一定の事業者向け電気通信利用役務の提供について例外的な判断をすることとされました。

すなわち、特定仕入れを行った日が、平成29年1月1日前であるときは、今までどおり役務提供を受ける者の住所等で内外判定を行い、同日以後については、国外事業者が恒久的施設で受ける一定の事業者向け電気通信利用役務の提供は国外取引として取り扱うこととなりました。

このことから、年間契約等により電気通信利用役務の提供を受ける場合は、役務の提供の完了した日が平成28年12月31日までであれば今までどおり、平成29年1月1日以後であれば改正後の取扱いが適用されることになります。

